

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが決定されました。また、2023年5月5日付で世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスについて、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を解除し、それに伴い外務省も2023年5月8日付で全世界に発出している新型コロナウイルスの感染症危険情報を解除しました。しかしながら、WHOが「グローバルなリスク評価は依然として高い」と述べているとおり、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。また、海外渡航に際しては、引き続き入国に際し新型コロナウイルス感染症のワクチン接種証明書の提示を義務付けるなどの検疫を強化している国・地域もあります。ついては、以下の点に留意してください。

なお、2023年5月8日付で危機対策本部が廃止されたことから、「新型コロナウイルスに対する本学の方針について－海外渡航等を中心とした対応について－（第19版）」の内容を一部引き継ぎ「新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航について」としました。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航可否判断について

- 本学では、「海外渡航にかかる可否判断基準」を定めており、部局長等渡航許可にかかる権限者が渡航可否を判断することとなっています。新型コロナウイルス感染症の海外渡航への影響に鑑み、以下のとおり対応してください。
- 私事渡航も本基準に準じて判断するよう推奨します。

学生

- 大学間学生交流協定に基づく派遣留学については、「新型コロナウイルス感染症の影響下における大学間学生交流協定に基づく交換留学（派遣）の渡航可否判断について（通知）」（2023年5月8日付、閲覧は教職員限定）に基づき、新型コロナウイルス感染症にかかる感染症危険情報に基づいた渡航可否判断は不要となります。ただし、「大学間学生交流協定に基づく交換留学（派遣）に係る新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についてのチェックリスト」により、渡航学生に対し注意喚起を継続することとします。手続きの詳細については国際・共通教育推進部 国際教育交流課海外留学掛（outbound.exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（*を@に変えてください））にお問い合わせください。
- その他の部局間交流協定に基づく派遣等においては、渡航許可にかかる権限者が同通知に準ずる等して判断してください。また、派遣を実施する場合は上記のチェックリストを参考に十分な安全対策を講じてください。学生の皆さんは、手続きの詳細については所属学部、研究科に確認してください。

教職員

- 「海外渡航にかかる可否判断基準」のとおりとします。
- 渡航に際しては引き続き新型コロナウイルス感染症特有の注意が必要なことから、「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航、入国（再入国）について」（閲覧は教職員限定）を参考にしてください。

2. 渡航の延期、中止、緊急帰国について

1. による渡航可否判断にかかわらず、渡航許可にかかる権限者は以下のような場合には渡航者の安全を最優先して、渡航の延期、中止や緊急帰国の指示を検討してください。

- 移動制限、国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
- 移動制限、行動制限により通常の生活を送ることが困難となる恐れがある場合や、研究・教育の目的が達成できない恐れがある場合
- 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられない恐れがある場合

【問合せ先】

Email: intl_kiki_kanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp *を@に変えてください。

（渡航可否判断基準について） 企画部国際交流課海外拠点掛 Tel.075-753-2604

（学生の渡航等について） 国際・共通教育推進部国際教育交流課国際教育企画掛 Tel.075-753-2482